1. 会合名	非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ(第3回)
2. 日 時	平成 31 年 1 月 30 日 (水) 10:30~11:30
3. 議 案	1. 事務局説明
	○ 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正案について
	2. 自由討議
4. 主な内容	1. 事務局説明
	○ 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正案について
	事務局より、資料に基づき、「『株主コミュニティ制度に関する懇談会』報告書」(以下「報告書」という。)の内容及び報告書を踏まえた「株主コミュニティに関する規則」(以下「規則」という。)の一部改正案(主な改正点は以下のとおり。)について説明が行われた。 ・ 上場廃止銘柄の株主コミュニティへの直接移行を可能とする。・ 株主コミュニティ銘柄の保有者又は発行者の役員若しくは従業員に対しては、株主コミュニティの参加勧誘を可能とする。・ 株主コミュニティの非参加者に対しては、運営会員による公表義務のある情報以外の情報提供を一律禁止としていたところ、非参加者からの求めに応じる場合には、「発行者が公表している情報」「約定情報」「発行者が非参加者への提供を認めた情報」を運営会員から提供可能とする。
	2. 自由討議 大要以下のとおり、自由討議が行われた。 【主な意見】 ◇改正案の内容については、概ね賛成である。 ◇今回の改正案は、株主コミュニティ制度の更なる利活用のための改善の第一段階であるという認識でよいか。地域の非上場会社へのリスクマネーの供給という観点から考えると、今後、制度の更なる改善を検討する際は、既存株主以外の第三者から資金調達が行いやすい制度になるとよい。 ⇒今回の改正案は、報告書のなかで統一的な見解が示され、速やかに着手できる事項について対応している。本制度の改善については、今後も必要に応じて、本ワーキング・グループで検討を行っていきたいと考えている。 メ本制度の発行者における知名度は、未だ高くはないという印象を持っている。発行者や投資者のニーズを取り込むための工夫や、制度周知についても重きを置いて行っていく必要がある。 以上
5. その他	特になし
	^
6. 本件に関	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)
する問合せ先	
L	